宮城県国民保護計画（変更案）の概要

１　変更の経緯

本県では、国民保護法第３４条の規定に従い、平成１８年３月に政府の国民の保護に関する基本指針に基づいて宮城県国民保護計画を作成しており、その後、同基本指針の変更等を踏まえて、必要に応じて、県国民保護計画の変更を行ってきた。（直近は令和５年６月変更）

今般、令和８年３月３１日の閣議において同基本指針が変更されたことから、その変更等を踏まえて、県国民保護計画を変更するもの。

なお、今回の国民保護計画の変更は、国民保護法施行令第５条に規定される軽微な変更には該当しないため、宮城県国民保護協議会への諮問が必要となる。

※前回の宮城県国民保護協議会の開催は平成２６年度（書面開催）

２　変更方針

政府の国民の保護に関する基本指針の変更の反映

・令和８年３月に同基本指針が変更されたことから、その変更内容を反映。

３　主な変更理由

（１）関係法令・計画等の改正・修正等の反映

・国民保護法施行令の改正（令和７年８月）により、救援に「福祉サービスの提供」が追加されたことに伴う変更。

・国が、シェルター確保に係る基本的な方針について定めるものとする旨の明記がなされたことに伴う変更。

・基本指針における用語の整理（「緊急時防護措置」→「緊急防護措置」、「開設」→「供与」、利用指針の名称明確化等）に伴う変更。

・医療提供体制の確保、事業者との連携、宿泊施設の借上げによる供与、国等への支援要請等の新設・拡充に伴う変更。

・災害対策基本法施行令等の一部改正（令和５年政令第１８０号）により、緊急通行車両等事前届出制度が廃止されたことに伴う変更。

・その他（記述の適正化等）

（２）その他

・統計数値等の更新及び用語の整理に伴うもの。

・宮城県地域防災計画との用語・記載の整合（地形呼称等）及び誤記の修正に伴うもの。

・公用文作成の考え方に準じた用語の整理（読点を「、」に変更、見出し記号を「ア・イ・ウ」に変更）に伴うもの。